

肉用子牛生産者補給金制度 契約生産者の皆さんへ

(令和2年度第3四半期 令和2年10月～12月)

令和2年度第3四半期(令和2年10月～12月)の平均売買価格が告示されましたが、全ての品種について、平均売買価格が保証基準価格を下回らなかったことから、生産者補給金は交付されません。

生産者の皆様方におかれましても、補給金制度の意義と実状をご理解いただきご協力をお願いいたします。

肉用子牛生産者補給金

補給金の発動はありません

(単位：円/頭)

| 区 分 | | 黒毛和種 | 褐毛和種 | その他の肉専用種 | 乳用種 | 交雑種 |
|----------------|--------|---------|---------|----------|---------|---------|
| 保証基準価格 | | 541,000 | 498,000 | 320,000 | 164,000 | 274,000 |
| 合理化目標価格 | | 429,000 | 395,000 | 253,000 | 110,000 | 216,000 |
| 令和2年度 第3四半期 | 平均売買価格 | 740,100 | 690,300 | — | 256,400 | 369,700 |
| | 補給金単価 | 交付なし | 交付なし | — | 交付なし | 交付なし |

※「その他の肉専用種」については、今年度より算定期間を1年(4月～3月)とした。

小さな負担で
大きな生産者補給金

制度に加入しましょうネ



<静岡県・公益社団法人 静岡県畜産協会>